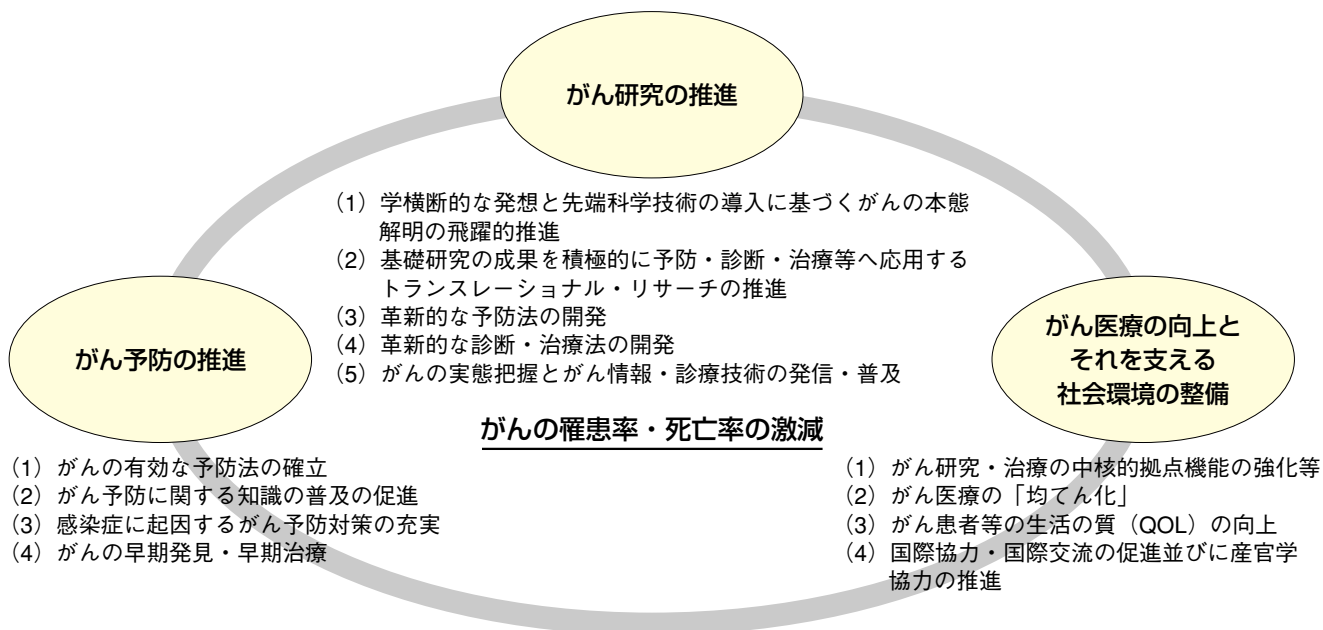


がん対策

概要

「第3次対がん10か年総合戦略」における今後の方向

戦略目標：我が国の死亡原因の第一位であるがんについて、研究、予防及び医療を総合的に推進することにより、がんの罹患率と死亡率の激減を目指す。



がん対策基本法の概要

第1 総則

1 目的

- 我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、次に掲げる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

2 基本理念

- がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、研究等の成果を普及・活用し、発展させること。
- がん患者がその居住する地域にかかわらず、科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるようにすること。
- がん患者が置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重して治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制を整備すること。

3 関係者の責務等

- 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等の責務等を定める。

第2 がん対策推進基本計画等

- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴いて、「がん対策推進基本計画」の案を作成し、閣議の決定を求めること等とする。
- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長に対し、がん対策推進基本計画の実施等について、必要な要請をすることができる。
- 都道府県は「都道府県がん対策推進計画」を策定する。

第3 基本的施策

1 がんの予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進、がん検診の質の向上、がん検診の推進のために必要な施策を講ずる。

2 がん医療の均てん化の促進

- がん専門医等の育成、拠点病院・連携協力体制の整備、がん患者の療養生活の質の維持向上、がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等のために必要な施策を講ずる。

3 がん研究の推進等

- がん研究の推進、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品・医療機器の早期承認に資する環境整備のために必要な施策を講ずる。

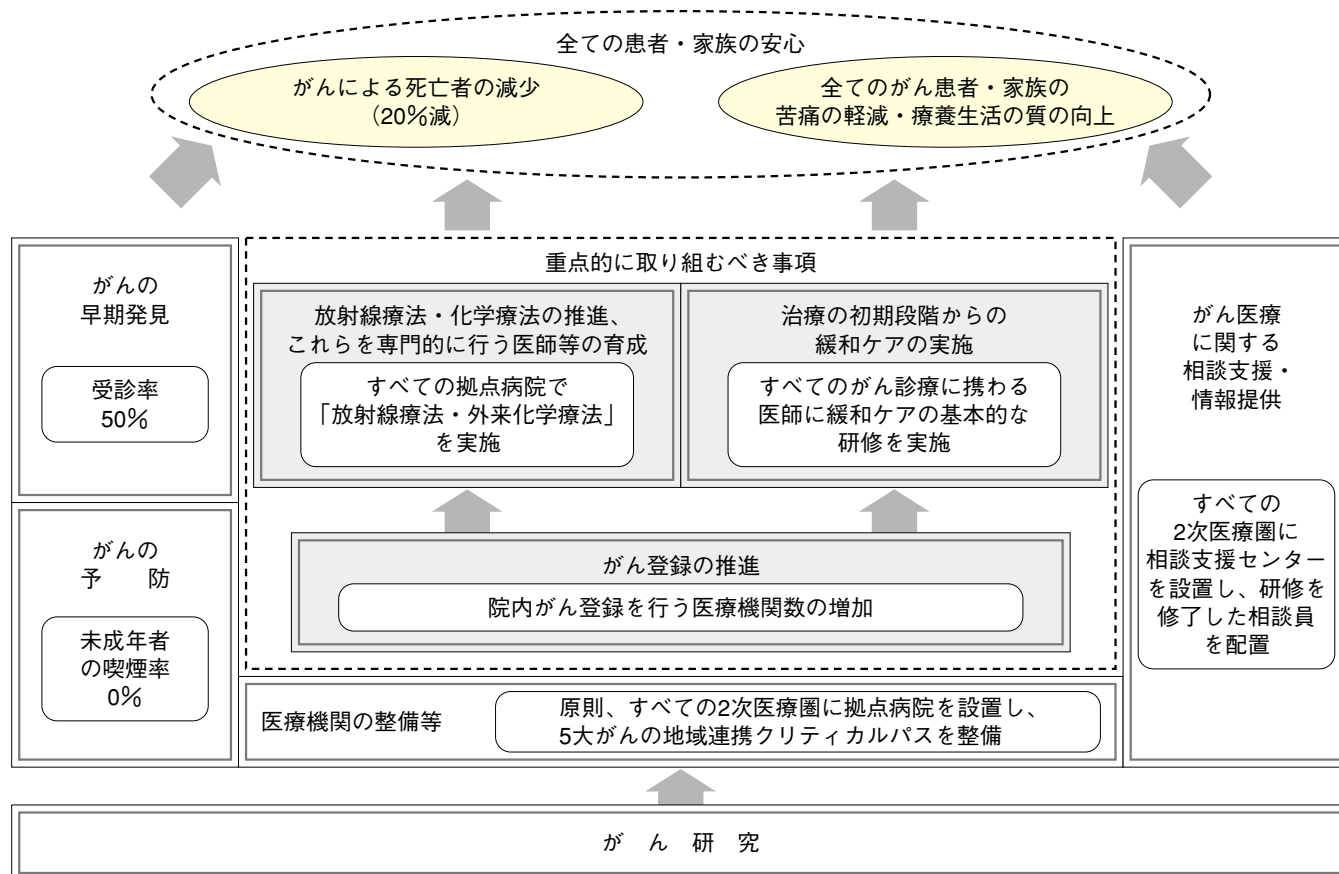
第4 がん対策推進協議会

- 厚生労働省に、がん対策推進基本計画の策定に係る審議会等として、がん対策推進協議会を置く。
- 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命し、委員数は20名以内とする。

第5 施行期日等

- この法律の施行期日は平成19年4月1日とする。
- がん対策推進協議会の設置等に関し、厚生労働省設置法を改正し、所要の規定整備を行う。

がん対策推進基本計画の概要



がん対策の概要

基本的な考え方

- 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」の個別目標の進捗状況を、質・量の両面から把握・評価しつつ、総合的かつ計画的に対策を推進。

1. 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

- (1) がん専門医等がん医療専門スタッフの育成
 - ・がん医療専門スタッフの研修
 - ・専門医師の育成体制の構築
- (2) がん診療連携拠点病院の機能強化
 - ・拠点病院の単価の増加（がん登録実務者の増）
- (3) 国際共同治験及び新薬の早期承認等の推進

2. 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

- (1) 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進
 - ・インターネットを活用した専門医の育成
 - ・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修
 - ・都道府県がん対策重点推進事業（緩和ケア研修部分）
 - ・緩和ケアに資する技術研修による医療従事者の育成
 - ・医療用麻薬の適正使用の推進
- (2) 在宅緩和ケア対策の推進
 - ・在宅緩和ケア対策の推進
 - ・在宅ターミナルケア研修等の実施

3. がん登録の推進

- ・院内がん登録の推進
- ・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導の実施

4. がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

- (1) がん予防・早期発見の推進
 - ①がん予防の推進と普及啓発
 - ・普及啓発の関連経費
 - がん対策情報センターによるパンフレット等の作成
 - 企業との連携によるがん検診の受診促進
 - 女性の健康支援対策
 - 肝炎等克服緊急対策研究
 - ②がんの早期発見と質の高いがん検診の普及
 - ・がん検診受診率向上に向けた実施本部の設置
 - ・マンモグラフィ検診従事者の技能向上
 - ・乳がん用マンモコイル緊急整備事業
- (2) がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備
 - ・がん対策情報センターによる情報提供及び支援事業の充実
- (3) がん医療水準均てん化の促進
 - ・都道府県がん対策推進計画の目標達成を実現するため、重点的に取り組む施策に対する支援

5. がんに関する研究の推進

- がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究を着実に推進
 - ・早期承認に向けた治験データにおける民族的要因の解明

詳細データ

がんに関する統計

項目	現 状	備考（資料）
死亡数	<p>総数33万6,468人（全死因に対し30.4%） [男性20万2,743人（全死因に対し34.2%）] [女性13万3,725人（全死因に対し25.9%）] → “日本人の3人に1人ががんで死亡”</p> <p>◎ がんは加齢により発症リスク増 → 粗死亡数は増加傾向（高齢化の影響） → 年齢調整率（75歳未満）は、平成7年以降減少傾向 （平成7年：108.4 → 平成19年：88.5） ◎がんの種類が変化している</p>	人口動態統計 (2007年)
罹患数	<p>58万9,293人（男性33万9,650人、女性24万9,643人） 男性で多い部位：①胃、②大腸、③肺、④前立腺、⑤肝臓 女性で多い部位：①大腸、②乳房、③胃、④子宮、⑤肺 ※男女とも、上位5部位のがんで、全がん患者の6割以上を占める。</p>	地域がん登録全国推計値（2002年）
生涯リスク	<p>男性51.2%、女性38.5% → “日本人男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんになる”</p>	国立がんセンターがん対策情報センターによる推計値（2002年）
受療・患者	<p>継続的に医療を受けている者は142万人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査日に入院中の者は14万4,900人 ・ 外来受診は14万100人 ・ 1日に28万5,000人が受療（全受療の3.3%） ・ 平均診療間隔は11.6日 	患者調査 (2005年)
がん医療費	2兆4,836億円（一般診療医療費全体の9.9%）	国民医療費 (2006年)